## 霧島•養豚場計画地仮登記

## 県に届けず行政指導

下で土地売買などの契約の際、契約日を含めた。違反すると6カ月の届け出を定めている。違反すると6カ月の届け出を定めている。違反すると6カ月の一段下の懲役または百万の大力の展別である。違反すると6カ月の一段である。違反すると6カ月の一段である。違反すると6カ月の一段である。違反すると6カ月の一段である。違反すると6カ月の一段である。違反すると6カ月の一段である。違反すると6カ月の一段である。違反すると6カ月の一段である。違反すると6カ月の一段である。

して告発しない方針。

土地利用の目的などを と、調査段階で経緯や としている。 いた」としている。鹿 と仮登記をしている」 の担保としてナンチク 的提携を視野に、 児島農畜産研究公社は 出ればいいと認識して 的に取得した際に届け 取得の話はない。最終 では売買予約で具体的 7月下旬に指導した。 届け出がなかったため 将来的な資本、技術 県地域政策課による ナンチクは「現段階